平成２４年（フ）第１１６６６号
埼玉県春日部市南５丁目９―22
破産者　佐藤　之由
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６７２号
東京都足立区関原３丁目22―２―202
破産者　小貫　　肇（旧姓倉島）
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６７６号
東京都杉並区下高井戸４丁目45―10―203
破産者　中渡瀬真菜美
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６８６号
東京都大田区西蒲田８丁目13―10―301
破産者　上田扶美世
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７００号
東京都港区西新橋２丁目33―８
破産者　田中　武志
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７３１号
東京都中野区中野３丁目50―４―203
破産者　緒環日登美
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７３２号
東京都中野区中野３丁目50―４―203
破産者　緒環絵里奈
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７４２号
東京都武蔵野市中町２丁目５―21―202
破産者　小室　正志
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７９３号
東京都練馬区上石神井２丁目37―32　第３栄ビル307
破産者　扇　　健二
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８４８号
東京都三鷹市井口１丁目14―36―205
破産者　梅原　広人
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８６６号
東京都練馬区石神井台２丁目14―16―101、開始決定時の住所東京都練馬区石神井台４丁目５―19―104
破産者　山本　利一
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８６７号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目１―４―302
破産者　山本由起江
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９７１号
東京都港区高輪３丁目５―６―104
破産者　板橋　裕次
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９７８号
東京都足立区梅島２丁目11―７
破産者　太田亜由子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８６６号
札幌市豊平区中の島２条８丁目５番７―５、商業登記簿上の本店所在地札幌市白石区菊水２条２丁目１番４―1005号
破産者　有限会社松亭
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
茨城県日立市滑川町２丁目18番12―103号
破産者　佐藤　貞則
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１０２号
茨城県日立市大久保町１丁目１番20号
破産者　ウィングコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２０３４号
さいたま市見沼区大和田町２丁目452番地１
破産者　有限会社いとま
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９５０号
さいたま市緑区大字上野田440番地
破産者　株式会社ファインケミカルＯＥＭ
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４７号
さいたま市岩槻区表慈恩寺1322番地の４
破産者　有限会社栗城工務店
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６０号
埼玉県上尾市本町３丁目３番２号
破産者　有限会社ムラタ通信
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８２号
埼玉県朝霞市泉水３丁目９番３号
破産者　クレスデザイン株式会社
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係